法務省民二第874号 平成27年12月17日

法務局長 殿 地方法務局長 殿

> 法務省民事局長 (公印省略)

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(通達)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定,行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。)附則第3号に掲げる規定及び戸籍法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第51号。以下「改正省令」という。)が平成28年1月1日から施行されることとなり,本日付け法務省民二第873号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について」(以下「改正準則」という。)を発出したところですが,これらに伴う不動産登記事務の取扱いについては,下記の点に留意し,事務処理に遺憾のないよう,貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「国民年金法」とあるのは番号利用法整備法第10条の規定による改正後の国民年金法(昭和34年法律第141号)を、「住基法」とあるのは番号利用法整備法第19条の規定による改正後の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)を、「旧住基法」とあるのは同条の規定による改正前の住民基本台帳法を、「公的個人認証法」とあるのは番号利用法整備法第31条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)を、「旧公的個人認証法」とあるのは同条による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律を、「不登規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)を、「準則」とあるのは改正準則による改正後の不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達)をそれぞれいいます。

#### 第1 個人番号カード及び公的個人認証法の規定による署名用電子証明書

- 1 個人番号カード
- (1)個人番号カードの交付

市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとされた(番号利用法第2条第7項,第17条第1項)。

また、個人番号カードの様式は、別添のとおりとされた(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)別記様式第2)。

# (2) 住民基本台帳カードの廃止

- ア 住民基本台帳カード(旧住基法第30条の44第1項)は廃止するものとされた (番号利用法整備法第19条)。
- イ 既に交付されている住民基本台帳カードは、その有効期間が満了するなど旧住基 法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時又は個人番号カードの交 付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなして住基法の 規定を適用するものとされた(番号利用法整備法第20条第2項)。

なお、住民基本台帳カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けた場合には当該住民基本台帳カードを返納しなければならないものとされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第301号)附則第2条第1項の規定により読み替えて適用される同令第1条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の21第2項)。

#### 2 公的個人認証法の規定による署名用電子証明書

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える 市町村の市町村長を経由して、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。) に対して、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができるものとされ、 機構は、機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行するものとされた(公的個人認証法第3条第1項,第6項)。

旧公的個人認証法第3条第6項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書は、 公的個人認証法第3条第6項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなすも のとされた(番号利用法整備法第32条第1項)。

# 第2 個人番号カード等に係る不動産登記事務の取扱い

- 1 資格者代理人から提供された本人確認情報の取扱い
- (1)個人番号カード

上記第1の1の改正に伴い,不登規則第72条第2項第1号に掲げる書類のうち, 住民基本台帳カードを個人番号カードに変更するものとされた。

## (2) 住民基本台帳カード

不登規則第72条第2項第1号(他の省令において準用する場合を含む。)の適用については、既に交付されている住民基本台帳カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令(平成27年総務省令第76号)第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。以下(2)において同じ。)は、その有効期間が満了し、又は個人番号カードの交付を受けるなど旧住基法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなすものとされた(改正省令附則第2条第3号)。

したがって、この場合には、資格者代理人から提供された本人確認情報について、 資格者代理人が申請人から提示を受けた書類が住民基本台帳カードであるときであっ ても、不登規則第72条第2項第1号に掲げる書類の提示を受けたものとして取り扱 うものとする。

#### 2 登記官による本人確認資料の取扱い

個人番号カードは、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段であることから(番号利用法第3条第3項)、登記官が、不登法第24条第1項の規定による本人確認を行う場合において、個人番号カードの提示又はその写しの提供を受けたときは、これを本人確認資料として取り扱うことができる。また、上記第1の1(2)イのとおり、個人番号

カードとみなされた住民基本台帳カードについても本人確認資料として取り扱うことができるものとする。

#### 3 特定個人情報の収集制限等

# (1)個人番号

個人番号カードの裏面には個人番号(番号利用法第2条第5項)が記載されているところ、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。番号利用法第2条第8項)は収集し、又は保管してはならないとされていることから(番号利用法第20条)、本人確認調書の作成に当たっては、個人番号カードの裏面の写しは作成しないものとし、また、個人番号は記録しないものとする。

## (2) 基礎年金番号

基礎年金番号(国民年金法第14条)は、同法第108条の4の規定により告知を求めること等が禁止されていることから、本人確認調書の作成に当たっては、国民年金手帳(同法第13条第1項)の写しの基礎年金番号部分は塗抹するものとし、また、基礎年金番号は記録しないものとする。

# 第3 公的個人認証法の規定による署名用電子証明書に係る不動産登記事務の取扱い

1 公的個人認証法の規定による署名用電子証明書

上記第1の2の改正に伴い,不登規則第43条第1項第1号に規定する電子証明書について,旧公的個人認証法第3条第1項の規定に基づき作成された電子証明書を公的個人認証法第3条第1項の規定に基づき作成された署名用電子証明書に変更するものとされた。

2 旧公的個人認証法の規定による電子証明書

公的個人認証法第3条第6項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなされた旧公的個人認証法第3条第1項の規定に基づき作成された電子証明書は,不登規則第43条第1項第1号に規定する署名用電子証明書として取り扱うものとする。

※ 別添別記様式第2(第25条関係)省略